

## 報告書（改訂案）について（第 1 2 回地方消費者行政専門調査会発言用メモ）

国 府 泰 道

## 1 改訂案について

前回調査会で、素案について様々な意見が出たが、それらの改訂意見が十分反映されておらず最小限の改訂に留まっているようであり、大変残念である。

## 2 国の財政支援について

パブリックコメントを見ると、地方への財政支援に関する記載が不十分という声が多い。第 1 1 回専門調査会でも同様の議論があったが、報告書改訂案では、それらの意見を受けたものとなっておらず、素案のままである。

第 1 1 回専門調査会での議論やパブリックコメントを受けて、再度、財政支援についてさらに踏み込んだ記載ができないか、前向きの議論をする必要があるように思う。

## (1) 調査会設置の経緯とミッションの確認

まずは、当専門調査会のミッションが確認されなければならない。

平成 2 1 年の消費者庁 3 法の審議では地方消費者行政の充実強化策について十分な方向付けができなかったこと、当面は平成 2 1 ~ 2 3 年の集中育成・強化期間については活性化基金による予算措置を講じたこと、これら 2 点を踏まえて、消費者庁等設置法附則第 4 項及び衆参付帯決議で、集中育成・強化期間終了以降の地方支援のあり方を検討することとされている（次頁「参考資料」参照）。

集中育成期間における地方消費者行政活性化基金と光を注ぐ交付金の実施状況を踏まえて、その成果と課題を検証した上で、今後の対応を考えることが必要。この点は、パブコメにおける団体 1 2 1 のご意見の通りだと思う。

消費者行政を確実に変えていける方策を示さなければ、本調査会での審議の意味がない。

## (2) 3 年間の財政支援の検証とあるべき方策

地方消費者行政活性化交付金及び光を注ぐ交付金については、「そもそも消費者行政に係る経費の大半が人件費であることを鑑みれば、単発の交付金では相談体制強化（相談員人件費）等への実際の活用は困難です。」（団体 9 8）という意見が大変に的を射ている。この意見が述べているようにせめて数年間活用できるような財政支援でないと使われない。期間については、数年程度では活性化基金と同様に人件費に活用されず、1 0 年程度といった意見もある（個人 3 他）

地方消費者行政強化のために国が財源を確保し、担当職員や相談員を増やして消費者行政の充実強化に取り組みたいという自治体には支援をする（つまり意欲のある自治体には）、しかし補助金のように使い方について細かく規制しないというのが地方分権の精神とも合致する方法ではないでしょうか。

そして、自治体の意欲をかき立てるためには、窓口設置や相談員の処遇についての具体的指針を示したり、他の自治体の取組み事例を紹介するなどの取組みを併せて行うことが必要。これらは地方消費者行政の充実強化のための車の両輪。

## 参考資料

### 消費者庁及び消費者委員会設置法附則 4 項

政府は、消費者庁関連 3 法の施行後 3 年以内に、消費生活センター（消費者安全法第 10 条第 3 項に規定する消費生活センターをいう。）の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体の消費者政策の実施に対し国が行う支援の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

### 衆議院付帯決議 19 項

今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含め消費者委員会で検討を行うこと。

### 参議院付帯決議 24 項

今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、実態調査等を行うとともに、集中育成・強化期間の取組を踏まえ、その後も適切な対応が講じられるよう配意し、工程表も含め消費者委員会で検討すること。なお、検討に当たっては、広域的な設置を含め地域の実情に応じた消費生活センターの設置、P I O—N E T の整備、相談員の資格の在り方についても十分配意すること。